

平成29年度 小学校施設開放事務担当者会

期日 平成30年2月7日(水)

時間 午後3時30分

場所 安城市青少年の家 視聴覚室

1 あいさつ

2 内容

(1) 平成30年度学校施設開放について

(平成30年度学校施設開放事務手引き参照)

ア 利用団体の登録について…………… P 2

イ 利用申請受付について…………… P 2～3

ウ 利用実績報告について…………… P 3

(⇒gakokaiho@city.anjo.aichi.jp)

エ 運営委員会・管理指導員について…………… P 4～5

オ 安城市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則…………… P 6

カ 安城市立小学校及び中学校の施設開放実施要綱…………… P 9

キ 委託契約書の書き方について

ク 提出書類

(ア) 学校施設開放運営委託契約書・運営委託料請求書 後日配布⇒提出
運営委託料見積書、運営委託料受託委任状

(イ) 学校施設開放運営委員会委員報告書(様式9) 5月11日まで提出

(ウ) 学校施設開放登録団体報告書(様式10) 5月11日まで提出

(エ) 学校施設開放実績報告書(様式11) 毎月10日までに提出

(オ) 平成29年度委託料決算報告書 4月11日まで提出

3 その他

平成30年度

学校施設開放事務手引き

安城市教育委員会

目 次

学校施設開放事務及び運営	2
1 登録事務	2
2 利用申請受付事務	2
3 利用方法	3
4 事故、き損等の処置	3
5 管理日誌の確認及び利用実績の報告	3
6 運営委員会	4
7 管理指導員	4
8 利用心得の作成	5
9 学校施設開放運営委員会	5
安城市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則	6
安城市立小学校及び中学校の施設開放実施要綱	9

学校施設開放事務及び運営

1 登録事務

(1) 登録受付期間は、年2回とする。

ア 3月1日～4月30日

イ 9月1日～9月30日（追加受付）

(2) 登録申請資格は、規則第5条に規定する利用者の範囲とする。

(3) 登録有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(4) 登録手続は、学校施設開放利用登録申請書（様式第1）により申請し、運営委員会が適切と認める団体に「登録証」（様式第2）を交付する。

(5) 安全確保のため各種保険等に加入を勧める。

「スポーツ安全保険」については、スポーツ課に用紙があります。

2 利用申請受付事務

(1) 小学校の利用申請の場合

不定期な利用の場合は、次の利用申請受付手順に準じて行う。定期的な利用の場合は、運営委員会等で利用調整し、利用計画書等を作成して利用することができる。

ア 利用申請受付期間は、利用月前月の1日から利用日の10日前までとする。（その日が学校の休日に当たる時はその翌日）

イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ウ 利用申請受付手順

(ア) 登録証の確認

(イ) 利用調整（同一日に利用希望団体が多数の場合）

(ウ) 学校施設開放利用申請書の受付（様式第3）

(エ) 学校施設開放利用許可書の発行（様式第4）

(オ) 月分利用予定表の作成

3 利用方法

(1) 小学校体育館・運動場利用の場合

ア 管理指導員の指示に従って利用する。

イ 体育館の鍵は、利用団体の責任者が事前に学校から借り、利用後直ちに返却することを原則とする。

(2) 学校管理上利用を取消す場合

ア 運営委員会は、利用団体に学校施設開放利用取消通知書によりその旨通知する。(様式第5)

イ 運営委員会は、管理指導員へその旨連絡する。

(3) 利用団体が申請後、変更又は取消しを行う場合

ア 利用団体は、学校施設開放利用変更(取消)申請書を運営委員会へ提出する。(様式第6)

4 事故、き損等の処置

(1) 利用者の事故が発生した場合

ア 利用責任者は応急処置をすると同時に管理指導員に連絡し、早急に運営委員会へ学校施設開放利用者事故発生状況報告書を提出する。
(様式第7)

(2) 施設設備等を破損した場合

ア 利用責任者は、管理指導員に連絡し、運営委員会へ「学校施設開放き損届」を提出する。(様式第8)

イ 利用責任者は、運営委員会の指示に従い、必要な処置をとり、その修理費用は当事者負担とする。

5 管理日誌の確認及び利用実績の報告

(1) 運営委員会は、管理日誌の確認をし、必要な処理をする。

(様式第14)

(2) 運営委員会は、利用月の翌月10日までにスポーツ課あてに学校施設開放実績報告書により報告する。(様式第11)なお、「管理日誌」に特記事項が記載されている場合は、実績報告書の備考欄に記載する。

6 運営委員会

- (1) 運営委員会は、開放の施設及び日時決定、利用団体の登録許可、利用の取消し、利用者の心得の作成、管理指導員の委嘱その他学校施設開放の運営に必要な事項を生じた場合に開催される。
- (2) 運営委員会委員の任期は、2年とする。
- (3) 運営委員会は、スポーツ課あてに次の報告をする。
 - ア 運営委員会委員の報告（様式第9）
 - イ 登録団体の報告（様式第10）
 - ウ 利用実績の報告（様式第11）
- (4) 運営委員会は、次の事務処理を行う。
 - ア 登録及び利用申請受付
 - イ 利用予定表を管理指導員へ通知
 - ウ 運営委員会委託料に基づく業務
 - エ その他学校施設開放に必要な事項

7 管理指導員

- (1) 管理指導員は、次の任務を行う。
 - ア 利用予定表に基づき、連絡調整を行う。
 - イ 運動場の場合、午後5時以降及び休日（土曜日・日曜日・祝日・休業日）の天候による利用判断を行う。
 - ウ 施設の解・施錠、器具の貸出し・収納並びに照明装置の点灯及び消灯を行う。
 - エ 利用指導及び利用後の清掃指導を行う。
 - オ 管理日誌の記入を行う。
 - カ 施設設備の破損、事故等の発生した場合は、運営委員会へ報告する。
 - キ 天候等により利用を途中で中止した場合は、運営委員会へ報告する。

8 利用心得の作成

運営委員会は、運動場・体育館等の利用心得を作成し、登録団体及び管理指導員に配布し、その内容を周知徹底する。

9 学校施設開放運営委員会

(1) 学校施設開放運営委託料・・・ 小学校 81,000円/校

(2) 委託料の使途

ア 運営委員会の運営に必要な費用

イ 施設開放に必要な物品の購入費用（利用団体が共通利用するもの）

(3) 事務手続

ア 委託契約の締結 ⇒ 口座振込にて入金 ⇒ 決算報告書の提出

安城市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、社会教育及び社会体育の普及・発展のため、学校の施設を文化及びスポーツ活動の実践の場として市民の利用に供することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(開放学校)

第2条 開放する学校は、安城市市立学校設置条例（昭和39年条例第21号）第2条に規定する小学校及び中学校（以下「開放学校」という。）とする。

(運営委員会)

第3条 教育委員会は、開放学校ごとに運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 学区社会教育団体の代表者
- (3) スポーツ推進委員
- (4) 学区PTA代表者
- (5) 学校教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 第5条の規定による利用団体の代表者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 運営委員は、開放学校の施設及び日時の決定その他学校開放の運営に関する事項を行うものとする。

(管理指導員)

第4条 運営委員会に、管理指導員を置く。

2 管理指導員は、運営委員会が委嘱する。

3 管理指導員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 管理指導員は、学校施設の開放時における施設設備の管理、利用者の指導及び事故の防止に当たるものとする。

(利用者の範囲)

第5条 開放学校の施設を利用できる者は、成人の責任者が含まれている10人以上の各種社会教育団体等で、その構成員が次に掲げる者である者のうち開放学校の運営委員会に登録された団体とする。ただし、開放学校の運営委員会が認めた場合は、この限りでない。

(1) 中学校の施設を利用する場合は、市内に在住し、又は在勤する者。

(2) 小学校の施設を利用する場合は、当該小学校の学区に在住し、又は在勤する者。

(利用の禁止)

第6条 開放学校の施設を利用しようとする者が、次に掲げる事由にため利用する場合は、これを許可しない。

(1) 特定の政党若しくは公選による公職の候補者を支持し、又はこれに反対するための利用

(2) 特定の宗教を支持し、又はこれに反対するための利用その他宗教的活動のための利用

(3) もっぱら営利を目的とするための利用

(4) その他教育委員会が別に定める事項

(利用の中止)

第7条 教育委員会は、この規則若しくはこの規則に基づく実施要綱又はこれに基づいて行う管理指導員の利用上の指示に従わない利用者に対し、利用の中止を命ずることができる。

(利用の手続き)

第8条 開放学校の施設を利用しようとする団体は、利用日の10日前までに利用申請書を教育委員会に提出し、その許可を得なければならない。

(利用者の損害賠償)

第9条 利用者は、開放学校の施設又は設備をき損した場合は、教育委員会に施設等き損届を提出し、その損害を賠償しなければならない。

第10条 この規則の施行に関し、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月20日から施行する。

安城市立小学校及び中学校の施設開放実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安城市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和50年安城市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開放日時及び使用施設)

第2条 運営委員会は、開放を指定した日であっても学校教育に支障が生じた場合は、変更し、又は中止することができる。

2 運営委員会は、別表に定める範囲内で開放時間及び使用施設を決定するが、開放学校の事情や季節等により変更することができる。

(種目)

第3条 文化活動及びスポーツ活動の実施種目は、学校開放の実情に合わせ運営委員会で決定する。

(運営委員会の組織)

第4条 運営委員会は、規則第3条により次の役員を置く。

(1) 運営委員長 1名 (2) 副委員長 1名 (3) 顧問 1名
(4) 庶務・会計 1名

2 運営委員長（以下「委員長」という。）、副委員長、庶務・会計は、委員の互選による。

3 顧問は、開放学校の校長をもって充てる。

(役職の職務)

第5条 委員長は、本会を代表して会務を総括し、会議の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

3 顧問は、運営委員会の運営に関し助言をする。

4 庶務・会計は、運営委員会の事務を担当する。

(運営委員会の任務)

第6条 規則第3条第4項に規定する運営委員会が行う事項の処理は、次のとおりとする。

(1) 利用団体の登録並びに利用の許可及び取消し

- (2) 利用者の心得の作成
- (3) 開放日程の作成並びに実施
- (4) 管理指導員の委嘱及び解任
- (5) 庶務及び会計
- (6) その他学校施設開放に必要な事項
(管理指導員)

第7条 管理指導員は、施設を利用しようとする団体の中から責任のある者をもって充てる。ただし、中学校夜間屋外照明施設を利用する場合の管理指導員は、この限りでない。

(管理指導員の職務)

第8条 管理指導員は、運営委員会の規定に基づく利用・管理に当たる。

- 2 管理指導員は、利用者としてふさわしくない行為をする者があるときは、正常な活動をするよう指示するか、活動の中止を命ずることができる。
- 3 その他、施設の利用が円滑に実施させるよう努める。

(登録)

第9条 規則第5条に規定する登録は、運営委員会に必要書類を提出して承認を受けるものとする。

- 2 登録申請の受付は、毎年3月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日まで(年2回)とする。
- 3 運営委員会は、登録の申請があった場合は、これを審査し、適切と認めるときは、登録証を交付する。
- 4 登録団体の責任者に変更があったときは、速やかに運営委員会に届け出て必要な手続きをする。
- 5 登録の有効期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(登録の取消し)

第10条 運営委員会は、登録団体が次の事項のいずれかに該当した場合は、登録を取消すことができる。

- (1) 虚偽の申請に基づいて登録をしたとき。
- (2) 申請した目的外で開放学校の施設を利用したとき。
- (3) その他登録団体として不適格と認めるとき。

(事故の処理)

第 11 条 管理指導員又は利用責任者は、開放中に事故が発生したときは、直ちに運営委員会に事故発生状況を報告し、運営委員会は、文書で教育委員会に報告する。

2 開放中に事故が発生した場合、管理指導員又は利用責任者が応急処置を行い、その後の責任は負わない。

(実費の負担)

第 12 条 開放施設を利用する費用は、利用者が負担する。

(原状回復義務)

第 13 条 開放校の施設を利用する団体は、その利用が終わったとき又は利用を中止したときは、直ちに施設を原状に復さなければならない。

(委任)

第 14 条 その他必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、昭和 50 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	休日（土曜日、日曜日、祝日、休業日）		平日（月曜日～金曜日）	
	小学校	中学校	小学校	中学校
運動場	8:30～12:00 13:00～日没	8:30～12:00 13:00～17:00 18:00～21:00		日没前30分～21:00
テニス コート		8:30～12:00 13:00～17:00 18:00～21:00		18:00～21:00
体育館	8:30～12:00 13:00～17:00 18:00～21:00	8:30～12:00 13:00～17:00 18:00～21:00	18:00～21:00	18:00～21:00
クラブハウス		8:30～12:00 13:00～17:00 18:00～21:00		8:30～12:00 13:00～17:00 18:00～21:00
特別室	8:30～17:00 18:00～21:00		18:00～21:00	

《学校施設開放書類》

- 様式第1 学校施設開放利用登録申請書
- 様式第2 登録証
- 様式第3 学校施設開放利用申請書
- 様式第4 学校施設開放利用許可証
- 様式第5 学校施設開放利用取消通知書
- 様式第6 学校施設開放利用変更（取消）申請書
- 様式第7 学校施設開放利用者事故発生状況報告書
- 様式第8 学校施設開放き損届
- 様式第9 学校施設開放運営委員報告書
- 様式第10 学校施設開放登録団体報告書
- 様式第11 学校施設開放実績報告書
- 様式第14 管理日誌

様式第1

学校施設開放利用登録申請書

平成 年 月 日

運営委員会

申請者氏名

申請者住所

下記のとおり、学校施設の利用団体として登録申請します。

なお、施設の利用については使用規則を遵守します。

記

団 体 名		
団体の所在地		
利用の目的		
利用種目		
登録団体人数	人	
ふりがな	電話	— —
利用団体責任者氏名	携帯	— —
	Fax	— —
利用団体責任者住所		
そ の 他	利用団体責任者勤務先	利用団体責任者勤務先電話・Fax
備 考	メンバーの過半数が学区内に在住・在勤している。 (□はい□いいえ) 他の学校においても登録申請をしている (□はい□いいえ)	

様式第 2

登録番号

登 録 証

学 校 名 _____

有効期間 _____

団 体 名 _____ 利用種目 _____

利用責任者氏名 _____ TEL _____

〃 住所 _____

〃 勤務先 _____ TEL _____

上記の団体は学校施設開放利用登録団体であることを
証明します。

平成 年 月 日

安 城 市 教 育 委 員 会

【注意事項】

- 1 運営委員会に施設利用を申請する場合は、本証を持参のうえ手続きをしてください。
- 2 この証は責任者が保管し他の団体等に貸与しないこと。
- 3 この証を紛失した時は、すみやかに運営委員会に連絡し、再交付の手続きをして下さい。

学校施設開放利用申請書

平成 年 年 日

安城市教育委員会

登録番号

申請者住所 _____

氏 名 _____

自宅電話 _____

利用団体名 _____

責任者氏名 _____

次のとおり、学校施設開放を利用したいので申請します。

利用日時	平成 年 月 日 (曜日)		
	午前 ・ 午後 ・ 夜間		
	時 分 ~ 時 分 (点灯 時 分 ~ 時 分・計 時間 分)		
利用施設名	学校名 運動場 ・ 体育館 ・ その他 ()		
利用目的		利用人数	計 人 男 人 女 人
利用器具			
備 考			
使 用 料		受付担当者	
許可の条件			

様式第4

学校施設開放利用許可書

平成 年 年 日

登録番号

申請者住所 _____

氏 名 _____

自宅電話 _____

利用団体名 _____

責任者氏名 _____

学校施設開放の利用について、下記のとおり許可します。

安城市教育委員会 ㊟

利用日時	平成 年 月 日 (曜日)			
	午前 ・ 午後 ・ 夜間			
	時 分 ~ 時 分 (点灯 時 分 ~ 時 分・計 時間 分)			
利用施設名	学校名 運動場 ・ 体育館 ・ その他 ()			
利用目的		利用人数	計	人男 人女 人
利用器具				
備考				
使用料		受付担当者		
許可の条件				

様式第5

学校施設開放利用取消通知書

平成 年 月 日

様

学校施設開放運営委員会 ㊞

平成 年 月 日付けで申請のありました学校施設開放利用の取り消しについて下記のとおり通知します。

記

- 1 取消施設名
- 2 取消年月日 平成 年 月 日 (曜日)
- 3 取消理由
- 4 その他

様式第6

学校施設開放利用変更（取消）申請書

平成 年 月 日

学校施設開放運営委員会

申請者住所 _____

申請者氏名 _____

申請者電話 _____

登録団体名 _____

平成 年 月 日付けで許可を受けました学校施設開放の利用について、下記のとおり変更（取消）したいので申請します。

記

1 変更（取消）の施設名 _____

2 変更（取消）の理由 _____

3 変更する事項

(1) 変更前 平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

(2) 変更後 平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

4 取消する事項

(1) 取消 平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

5 添付書類

(1) 学校施設開放利用許可書

様式第7

学校施設開放利用者事故発生状況報告書

平成 年 月 日

学校施設開放運営委員会

利用責任者氏名 _____

利用責任者住所 _____

利用責任者電話 _____

登録団体名 _____

下記のとおり報告します。

負傷者氏名	
負傷者の住所	
所属団体名	
事故発生日時	平成 年 月 日 () 時 分
事故発生場所	
事故発生時の状況及び症状	
処 置	
備 考	

様式第8

学校施設開放き損届

平成 年 月 日

安城市教育委員会

登録団体名 _____

き損者氏名 _____

き損者住所 _____

き損者電話 _____

き損については、損害を賠償します。

き 損 箇 所	
き 損 日 時	平成 年 月 日 () 時 分
き 損 原 因	
き 損 状 況	
応 急 処 置	
今 後 の 対 応 策	

管理指導員氏名 _____

電話 _____

様式第9 年度

学校施設開放運営委員会報告書

職名	氏名	〒	住所 (建物名・部屋番号)	役職名又は 団体名	備考
委員長					
副委員長					
顧問				校長	
庶務・会計					
委員					
委員					
委員					
委員					
委員					
委員					
委員					
委員					
委員					
委員					

※ 役員等の交代により、運営委員の変更がある場合は、備考欄に新任と記入する。

任期 年 月 日 ~ 年 月 日

様式第 11

学 校 施 設 開 放 実 績 報 告 書

() 年度

() 月分 () 学校施設開放運営委員会

日	管理指導員名 (管理者)	利用団体名	利用場所	利用種目	開放時間	人数
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
					～	
備考						

※この報告書は、翌月 10 日までに市教育委員会スポーツ課まで提出してください。
参考資料がありましたら添付してください。また、「管理日誌」に特記事項が
記載されている場合は、備考欄に記載してください。

管理日誌

(学校)

開放日時	月 日 (曜日)	時 分 ~	時 分
利用団体		利用種目	
利用施設	体育館・運動場	利用人数	人
特記事項(き損・事故・その他)			管理指導員氏名

開放日時	月 日 (曜日)	時 分 ~	時 分
利用団体		利用種目	
利用施設	体育館・運動場	利用人数	人
特記事項(き損・事故・その他)			管理指導員氏名

開放日時	月 日 (曜日)	時 分 ~	時 分
利用団体		利用種目	
利用施設	体育館・運動場	利用人数	人
特記事項(き損・事故・その他)			管理指導員氏名

開放日時	月 日 (曜日)	時 分 ~	時 分
利用団体		利用種目	
利用施設	体育館・運動場	利用人数	人
特記事項(き損・事故・その他)			管理指導員氏名

開放日時	月 日 (曜日)	時 分 ~	時 分
利用団体		利用種目	
利用施設	体育館・運動場	利用人数	人
特記事項(き損・事故・その他)			管理指導員氏名

平成30年2月7日

各学校施設開放運営委員会 様

安城市教育委員会

教育長 杉 山 春 記

(公 印 省 略)

学校施設開放運営業務委託に関する委託料利息の取り扱いについて
(通知)

日頃から、学校施設開放事業にご協力をいただきありがとうございます。

このことについて、例年のとおり各運営委員会に振り込みました委託料に利息が発生した場合は、下記のとおり市に返還していただきますようお願いいたします。

記

- 1 納付期限 平成30年3月30日(金)
- 2 納付場所 安城市指定金融機関
- 3 納付書 別紙納付書
- 4 納付書記載項目 納付金額を記入する。※記号は付けずに3箇所記載する。
- 5 提出書類 納入通知書兼領収書のコピー

担 当 生涯学習部スポーツ課スポーツ振興係 稲垣

電 話 0566-75-3535

FAX 0566-77-9293

記入してください

学校施設開放運營業務委託契約書（安城市立小学校用）（見本）

安城市（以下「発注者」という。）と安城市立「学校名」学校施設開放運営委員会（以下「受注者」という。）との間において、下記のとおり平成30年度の安城市立「学校名」学校施設開放運営について、次のとおり委託契約を締結する。

記入してください

記

（義務）

第1条 受注者は、安城市立小学校施設開放の趣旨にしたがい、適正な運営に務める。

（事業）

第2条 受注者は、安城市立小学校施設開放事業の目的を達成するために必要な活動を行う。

履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

（契約金）

第3条 発注者は、運営委託料として、受注者に金81,000円を前渡し金にて契約締結後、受注者の請求書にもとづき支払う。契約保証金は、安城市契約規則台32条の規定により免除する。

（事業の検査・報告）

第4条 発注者は、受注者に対しその事業の適正をはかるため必要な指示、検査を指示して報告を求めることができる。

（委託料の取消・返還）

第5条 発注者は、受注者に対し次の各号に該当する場合は、委託料の交付を取消し又は返還を求めることができる。

- (1) 事業を削減したとき。
- (2) 契約に違反したとき。
- (3) 運営について不正又は不適當な行為があったとき。
- (4) 前項の規定により委託料の交付の取消し又は返還をした場合においては、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等排除に係る解除）

第6条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため受注者に損害が生じても、発注者はその責めを負わないものとする。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
 - (7) 暴対法第32条第1項各号に掲げる者であると認められるとき。
- 2 受注者が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 発注者は、前2項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた発注者の損害の賠償を受注者に請求することができる。
- 4 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても同様とする。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

- 第7条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。
- 2 受注者が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、安城市の調達契約からの排除措置を講じることがある。

この契約を2通作成し、発注者と受注者とがそれぞれが1通を保管する。

平成30年4月1日

発注者 安城市桜町18番23号
安城市
安城市長 神谷 学

受注者 安城市（所在地
安城市立〇〇学校
委員長 〇〇〇〇

委員会角印

委員長私印



請 求 書

平成30年 月 日

安城市長 様

金 額 8 1, 0 0 0 円

ただし、学校施設開放運営業務委託料として上記の金額を請求します。

住 所 _____

委員会名 _____ 学校施設開放運営委員会

氏 名 委員長 _____

印 _____

次の口座に振替してください。

金融機関名							
本・支店名							
預金種目	1 普通		2 当座				
口座番号							
フリガナ							
氏 名							

[記入例]

見 積 書

平成30年 月 日

安 城 市 長 様

見積者

学校の住所を記入

学校名を記入してくだ

請求者と振込み名義人が相違している場合は委任状が必要となります

月日は記入しないで下さい。

運営委員会の印

住所

委員会名 ○○小学校学校施設開放運営委員会
(代表者氏名)

印

氏 名

印

運営委員会委員長氏名記載して
運営委員会会長の印+個人印

委員長の私印
※朱肉で押印

安城市契約規則を遵守のうえ、下記のとおり見積もります。

金	拾	万	千	百	十	円
	¥	7	5	0	0	0

ただし、次の委託業務の契約金として

1 委 託 業 務 名 学校施設開放運営業務委託

(委託業務の場所)

2 路 線 等 の 名 称 安城市立 ○○ 小学校

3 工 事 (委 託) 場 所 グラウンド及び体育館と周辺

- 備考 1 金額は算用数字を用い頭に¥の文字を記入すること。
 2 訂正又は、抹消した箇所には押印すること。ただし、金額欄の訂正は無効とする。
 3 金額は、消費税額抜きの金額とする。
 4 提出期限は平成30年 月 日です。

記入要領

資料5

委任状

安城市長

平成 30 年 月 日

日付を記入しないでください

住所契約書の住所を記載してください。

印鑑は契約書と同様に委員会角印と代表者の私印を朱肉にて押印してください

〇〇学校施設開放運営委員会

氏名 代表 安城 太郎

委任者印

私は、(学校名→) 学校施設開放運營業務委託料 に係る
委託料前払い代金受領 に関する権限を

下記の者に委任します。

なお、振込先口座及び金額の内容は下記のとおりです。

記

1 受任者

委員会との関係を記載する。「事務局」「会計」など

住所	安城市桜町18番23号
氏名	〇〇学校施設開放運営委員会 会計 安城 一郎

2 振込先口座

この場合、「学校施設開放運営委員会」の名称が使われていないので、この「委任状」を提出する必要があります。

口座の登録名を記載す

金融機関名	安城銀行
本・支店名	本店
預金種目	① 普通 2. 当座
口座番号	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇
フリガナ	アンジョウ イチロウ
受取人 口座名義	〇〇学校長 安城 一郎

同一の方です

3 金額及び内容内訳

金額	81,000 円
内容内訳	平成30年度学校施設開放運營業務委託料

平成30年2月7日

各学校施設開放運営委員会 様

安城市教育委員会

教育長 杉 山 春 記

(公 印 省 略)

平成29年度会計報告について（依頼）

このことについて、開放運営委員会の会計が終了後に報告してください。

記

1 学校施設開放運営委託料の会計報告

委託料(81,000円)の会計報告に領収書の写しを添付し、平成29年度会計終了後ご提出ください。別紙の様式(例示参照)にてご提出ください。

2 提出期限 平成30年4月11日（水）

担 当 生涯学習部スポーツ課 稲垣

電 話 0566-75-3535

FAX 0566-77-9293

(例示)

平成29年度 学校施設開放会計決算報告

1 収入総額 81,000 円

内 訳

市より学校施設開放運営委託料として 81,000 円

2 支出総額 81,000 円

内 訳

収納箱 90cm	個	円
グラウンドライン	袋	円
バレーボール支柱	本	円
バドミントンネット	本	円
〇〇〇〇〇〇	個	円
会議費(お茶)	本	円

3 残 額 0 円

上記のとおり報告いたします

平成30年3月31日

安城市立〇〇学校施設開放運営委員会

印

委員長 〇 〇 〇 〇 印(私印)

会計係 〇 〇 〇 〇 印(私印)

注意 ※ 添付書類は、領収書のコピー

学校開放に関してよくある質問とお願い

1 営利を伴う団体とは

登録に際して判断に悩む場合は、会計報告書等で確認してください。

また、下記の内容についても参考としてください。

- ・講師主催による利益団体（講師の生計のための活動）は×
- ・サークル等が謝金等を払って講師等を招く活動団体は○
- ・物品等の販売は×

2 小学校の登録について

「メンバーの過半数が校区に在住・在勤していること（二重登録禁止）」

例：メンバーの過半数がA校、残りがB校に在住するサッカーチームの場合

⇒原則、二重登録禁止のため割合の多いA校に登録をすることが原則ですが、人数が多く活動場所の確保が難しいことや、B校の開放に空きがある場合については登録を認めてあげてください。

3 中学校の登録について

「メンバーの過半数が市内に在住・在勤していること（市民への開放）」

- ・登録に際して判断に悩む場合はメンバー表で確認してください。
- ・二重登録禁止⇒各団体の利用できる時間が平等でなくなってしまうため。

4 新たな開放場所の利用について

例：新たにテニス・卓球等の団体の登録希望がある場合

⇒これまで、開放していなかったテニスコート・第2体育館の開放に際して相談があり、学校長が問題ないと判断した場合には運営委員会で検討して認める。ただし、新たに設備投資等が必要なものに関してはスポーツ課に相談してください。

5 学校の設備が壊れてしまった場合について

原則、利用団体に原形復帰をお願いしてください。ただし、老朽化によるものや天災等によるものはスポーツ課にご相談ください。

6 防犯用照明等の設置について

毎年、学校駐車場等である車上狙いの被害により、防犯用の照明等設置の要望があります。教育委員会総務課と協議が必要であり、照明設置はすぐにできません。今後については車中に貴重品を置かないなどの呼びかけによる指導をお願いします。

7 利用時間を越えての利用

利用時間を越えての利用団体等が多くあります。近隣住民からの苦情もあるので、そうした団体への指導を強化していきたいと思っております。各校先生にも協力をお願いし、気付いた場合はスポーツ課までご連絡ください。

学校施設一般開放用・鍵借用書

平成 年 月 日

学校施設開放運営委員会 様

登録団体名

代表者氏名

代表者住所

電話番号

鍵の借用については、下記の誓約に基づき申請をします。

記

- 1 鍵の複製は絶対に行いません。
- 2 鍵を紛失したときは、直ちに報告します。
- 3 鍵の紛失にかかる経費は実費負担します。
- 4 鍵の使用が不要となったときは直ちに返却します。
- 5 鍵の保管者が変更となったときは速やかに報告します。
- 6 借用期間終了後は速やかに返却します。
- 7 保管者氏名

保管者氏名	
保管者住所	
連絡先	
借用期間	年 月 日～ 年 月 日まで
使用施設	・体育館 ・器具庫 ・その他()
鍵の借用数	・体育館()・器具庫()・その他()
備考	

学校開放登録団体利用者名簿

于一ム名

NO	氏名	住所	連絡先(電話・携帯)	在住・在勤・学区外・市外
1				在住・在勤・学区外・市外
2				在住・在勤・学区外・市外
3				在住・在勤・学区外・市外
4				在住・在勤・学区外・市外
5				在住・在勤・学区外・市外
6				在住・在勤・学区外・市外
7				在住・在勤・学区外・市外
8				在住・在勤・学区外・市外
9				在住・在勤・学区外・市外
10				在住・在勤・学区外・市外
11				在住・在勤・学区外・市外
12				在住・在勤・学区外・市外
13				在住・在勤・学区外・市外
14				在住・在勤・学区外・市外
15				在住・在勤・学区外・市外
16				在住・在勤・学区外・市外
17				在住・在勤・学区外・市外
18				在住・在勤・学区外・市外
19				在住・在勤・学区外・市外
20				在住・在勤・学区外・市外
21				在住・在勤・学区外・市外
22				在住・在勤・学区外・市外
23				在住・在勤・学区外・市外
24				在住・在勤・学区外・市外
25				在住・在勤・学区外・市外

[記入例]

資料 10

様式 9 30 年度

..... 学校施設開放運営委員報告書

職名	氏名	住所	役職名・団体名	備考
委員長			町内会長代表	
副委員長			PTA 会長	
顧問			校長	
庶務・会計			校務主任	
委員		<div data-bbox="614 716 1053 896" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 小学校は学区のスポーツ推進委員さん全員を記入 </div>	スポーツ推進委員	
委員			スポーツ推進委員	
委員			スポーツ推進委員	
委員			〇〇〇〇〇〇	
委員			〇〇〇〇〇〇	
委員			〇〇〇〇〇〇	
委員		<div data-bbox="566 1052 989 1232" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 全ての利用団体の責任者の方の名前を記入 </div>	〇〇〇〇〇〇	
委員			〇〇〇〇〇〇	
委員			〇〇〇〇〇〇	
委員		<div data-bbox="630 1276 933 1355" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px;"> 利用団体名を記入 </div>	〇〇〇〇〇〇	
委員			〇〇〇〇〇〇	
委員			〇〇〇〇〇〇	
委員			〇〇〇〇〇〇	
委員			〇〇〇〇〇〇	
委員			〇〇〇〇〇〇	
委員			〇〇〇〇〇〇	
委員			〇〇〇〇〇〇	
委員			〇〇〇〇〇〇	
委員			教頭	
委員				

※ 提出期限 5月11日(金)

※ 任期 平成30年4月1日～平成31年3月31日

様式 1 1

学 校 施 設 開 放 実 績 報 告 書

(3 0) 年 度

() 月 分 (学校名を記入) 施設開放委員会

日	管理指導員名 (管理者)	利用団体名	利用場所	利用種目	開放時間	人数
		登録団体名を記入	体育館	バレーボール	19:00 ~ 21:00	20
				卓球	13:00 ~ 15:00	12
				バドミントン	9:00 ~ 12:00	16
				バスケット	9:00 ~ 12:00	18
				バスケット	13:00 ~ 17:00	35
				バレーボール	19:00 ~ 21:00	16
			運動場	野球	19:00 ~ 21:00	22
				ソフトボール	13:00 ~ 17:00	20
				ソフトボール	9:00 ~ 12:00	40
				フットベース	9:00 ~ 12:00	35
				野球	19:00 ~ 21:00	26
				サッカー	19:00 ~ 21:00	20
					24 時間表示で記入	
					~	
					~	
					~	
◎ 管理日誌から転記してください						
					~	
					~	
備考						

◎この報告書は、翌月10日までに1部を市教育委員会スポーツ課（体育館）まで提出ください。
 参考資料がありましたら添付してください。また、「管理日誌」に特記事項が記載されている場合は、備考欄に記載してください。